

株式会社湯郷鷺温泉 株式取得募集要項

1. 趣旨

美作市（以下「市」という。）は、市民の福祉向上及び観光振興の基盤である株式会社湯郷鷺温泉（以下「鷺温泉」という。）の安定的な運営体制を確保するため、既存株主が保有する鷺温泉の株式を予算の範囲内において、「価格競り下げ方式」により取得します。なお、長年にわたり保有されてきた大切な株式ですので、これまでのご理解や思いを大切にいただき、十分にご検討のうえ、応募についてのご判断をお願いいたします。

2. 取得対象株式

対象会社名：株式会社湯郷鷺温泉

株式の種類：普通株式

3. 取得予算（取得限度額）

総額：10,000,000 円

【注記】

- （１）株主から提案された売却希望価格の総額が予算総額（1,000 万円）を超える順番となった応募者については、予算残額の範囲内での取得（一部取得）となるよう、市と応募者の間で取得株式数について協議を行うものとします。

4. 応募資格（対象株主）

売却を希望する株主は、応募提案書を提出締め切り日までに提出することができ、鷺温泉の株式を本人名義で保有している株主（**個人**）とし、以下の全ての条件を満たすこととします。（相続未了の株式は対象外とします。）

- （１）市税等の滞納がないこと。
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- （３）保有する株式は、質権、担保権その他一切の第三者の権利が設定されていない完全な権利状態にある株式であること。
- （４）応募にあたっては、市が応募者の株式情報確認のため、応募者の株主名簿記

載事項情報を取得すること。また、応募者の株主名簿記載事項証明書を取得することに対して同意書を提出すること。なお、市は取得した情報を鷺温泉の株式取得事務のみに使用するものとします。

5. 決定（落札）方式：価格競り下げ方式

- （１）応募者は、自身が保有する鷺温泉株式の「1 株当たりの売却希望単価（円単位）」および「売却希望株数」を記載した提案書を提出するものとします。
- （２）市は、提出された提案のうち、「1 株当たりの売却希望単価」が低い順に順位を付け、順位の高い（単価の安い）応募者から順番に落札者を決定し、予算総額 1,000 万円に達するまで取得を決定します。
- （３）同額の単価提案があった場合は、売却希望株数の多い方を優先します。
- （４）同一単価かつ、同一の売却希望株数の提案が複数あった場合は、受付順で順位を決定します。
- （５）取得順位の決定に当たっては、応募者ごとに提示された売却希望株数を上限として取得するものとし、取得価格の合計額が予算総額 1,000 万円を超えない範囲で取得します。
- （６）予算残額が次順位の応募者の売却希望株式を全て取得するために必要な額に満たない場合は、当該応募者から予算残額の範囲内で取得可能な株数を取得するものとします。ただし、1 株単位で取得可能な株数を決定するものとします。

【注記：境界線上の株主への対応】

- ※ 1. 順次取得を決定していく過程において、累計取得額が予算総額（1,000 万円）を超える順番となった応募者（以下「**予算境界対象者**」という。）の提案については、そのすべての株式を買い取るものではありません。
- ※ 2. 予算境界対象者に対しては、予算残額の範囲内で買い取りが可能な株数について市から提示し、取得株式数の縮小（一部取得）について協議・調整を行います。なお、協議が調わない場合、又は一部取得に応じられない場合は次順位の者を繰り上げるものとします。
- ※ 3. 予算境界付近にて同額同株数での応募があった場合は、市が対象応募者と協議をさせていただきます。協議にてとまらない場合は抽選にて決定させていただきます。

6. 取得上限価格（選別基準）

本事業の透明性と適正性を確保するため、1株当たりの取得上限価格は、対象施設の発行株式の額面価格（1株：50円）以下と設定します。この価格を上回る提案は、いかなる場合も失格とします。

7. スケジュール（※予定）

月 日	手続き内容 等
令和8年 10月 6日（火）	・ 募集要項の公表、配布開始 ・ 質問受付、応答
令和8年 10月 16日（金）	・ 質問の受付締め切り ・ 応募提案書受付開始
令和8年 10月 30日（金）	・ 応募提案書の提出締め切り
令和8年 11月 6日（金）	・ 選定結果（落札者）の通知 ・ 落札者に株式譲渡契約を送付し締結手続き
令和8年 11月 25日（水）	・ 株式譲渡契約書、請求書提出期限
令和8年 11月 30日（月）	・ 株主変更届を市から対象施設に提出 （上記の届け出をもとに、株主変更手続きを実施）
令和9年 12月 18日（金）	・ 株式譲渡代金支払い

8. 提出書類と応募締め切り

応募を希望する株主は、受付期間内（**令和8年10月30日（金）午後5時まで**）に以下の書類を美作市役所産業政策部観光文化課に持参。または郵送で提出してください。

※1. 郵送の場合は、簡易書留にて送付ください。

※2. 郵送の場合であっても受付期間は同じとします。

（受付期間を過ぎてから到着したものについては、無効とします。）

（1）株式売却提案書（様式第1号）

※売却希望株数、1株あたり単価、総額を明記

（2）株主情報提供に関する同意書（様式第2号）

美作市が応募者の株主名簿記載事項情報を取得することに同意し、市が応募者に代わって応募者の株主名簿記載事項証明書を取得することに協力し同意書を提出すること。

※上記の株式取得に伴い「株主情報提供に関する同意書」を提出していただいた際は、応募者の同意と委任を受けたものとし、美作市が株式

会社湯郷鷺温泉に「株主名簿記載事項証明書」の発行を依頼します。

(3) 市税の完納証明書（市税に滞納がないことの証明）

※各自で美作市役所税務課において取得してください。

(4) 受付及び受付証の交付（株式売却に応募した事の証明証）

株式を売却することに応募された方には受付証を交付いたします。

※郵送にて応募された場合は、担当課に到着順にて受付をいたしますが、
受付証の交付は出来ません。簡易書留の受理書にてご確認ください。

9. その他留意事項

(1) 1株主、1回の提案書の提出とします。（複数単価の提案はできません。）

(2) 提案する売却価格は、円単位とします。

(3) 提出された提案書の差し替え、変更、撤回は認めません。

(4) 本手続きに要する費用（書類作成費等）は、すべて応募者の負担とします。

(5) 落札決定後、応募者（株主）は株式名義書き換えに誠実に協力し、株式名義書き換え請求書等の必要書類の作成に対応すること。

※提出された書類により、株式会社湯郷鷺温泉の取締役会における譲渡承認手続きを速やかに行っていただきます。承認が得られない場合は、落札を取り消すものとします。

(6) 残念ながら株式譲渡が出来なかった応募者の方が本申し込みのために要した費用については、応募者本人の負担とさせていただきますので、ご了承ください。

(7) 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、当事者間で誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

10. 契約の締結及び代金の支払い

(1) 落札者（以下「譲渡人」という。）は、落札通知を受けた後、市が指定する期日（令和8年11月25日）までに市と「株式譲渡契約」を締結するものとします。

※期限厳守（上記期限日を過ぎますと、年内でのお支払いが出来なくなります。）

(2) 市は、前項の契約締結及び譲渡制限株式の譲渡承認手続き（必要な場合）が適正に完了したことを確認した後、譲渡人が指定する口座へ振込により、速やかに株式譲渡代金を支払うものとします。

(3) 譲渡人の責に帰すべき事由により、市が指定する期日までに契約が締結できない場合、又は代金支払いの要件が満たされない場合は、落札の決定を取り消すことがあります。

この場合、市は次順位の者を繰り上げて落札者とする手続きを行います。

株 式 売 却 提 案 書

美作市長 萩 原 誠 司 殿

(応募者) 住 所

氏 名

印

連絡先 (自宅 電話番号)

(携帯 電話番号)

美作市が実施する株式会社湯郷鷺温泉の株式取得募集要項の全条項を承諾のうえ、下記のとおり株式の売却を提案します。

また、応募に際して株式売却提案書の内容確認のため、株式名簿記載事項確認書を取得することに同意し、別紙の委任状を添付します。

1. 提案内容 (売却希望株数および単価)

項 目	提案内容	備 考
① 売却希望株数	株	※総発行株式数のうち、自身が保有し売却を希望する数量
② 1 株当たりの 売却希望単価	円	※ <u>円単位 (50 円以下)</u> で、ご記入してください。
③ 売 却 提 案 総 額 (①×②)	円	※計算誤りにご注意ください。

※1 上記提案内容の記載に訂正は認めません。書き損じの場合は新たに記入してください。

※2 提案は 1 株主 1 回限りとし複数単価の提案はできません。(消費税額等は抜き。)

※3 提案書は封入 (封筒裏面に押印) して提出してください。

2. 所有株式の状況

応募者が現在保有している対象施設株式の総数をご記入ください。

現在保有株式数	株
---------	---

【注記】上記「1. 売却希望株数」は、この保有株式数の範囲内である必要があります。

3. 誓約・確認事項

※該当する項目に（チェック）を入れてください。

- ☐ 提案する株式には、質権その他の担保権などの設定は一切されておらず、瑕疵のない状態で譲渡可能です。
- ☐ 本提案書の有効期限は、本募集の選定結果が通知されるまで維持されることに同意します。
- ☐ 応募者は、美作市暴力団排除条例に定める暴力団員等に該当しないことを誓約します。
- ☐ 本提案書および添付書類の記載事項に虚偽があった場合、または誓約に違反した場合は、何らの催告を要せず本申込み（または選定）を解除されても異議ありません。
- ☐ 応募者の責めに帰すべき事由により美作市に損害を与えた場合、その損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償することに同意します。
- ☐ 本募集の選定結果により落札者となったときは、円滑に名義変更を進めるべく株式会社湯郷鷺温泉に提出する「株式名義書換請求書」の作成等の株式譲渡手続きに必要な行為に協力します。
- ☐ 株式譲渡代金の支払いは、美作市が株式名義書き換え確認後の株式売買代金の支払いに同意します。

※上記について、一つでもチェックが抜けている場合は、無効となる場合がありますので、ご注意ください。

様式第2号【提出用】

株主情報提供に関する同意書

株式会社湯郷鷺温泉

代表取締役社長 玉 櫛 哲 也 様

私は、株式会社湯郷鷺温泉（以下「鷺温泉」という。）の株式保有者として、美作市（以下「市」という。）が行う鷺温泉の株式取得（応募型価格競り下げ方式）に関連し、市が以下の必要な範囲において、鷺温泉から私の株主登録情報（個人情報を含む）を取得・保有し、利用することについて同意します。

記

1. 取得・利用する情報（株主登録情報）

- ①氏 名 ②住 所 ③連絡先（携帯電話番号、メールアドレス等）
- ④保有株式数および株券番号（該当する場合）
- ⑤その他、株式譲渡手続きの遂行にあたり必要な事項

2. 利用目的

- ・市による鷺温泉株式の取得手続き（応募受付、意思確認、審査等）のため
- ・株式売買契約の締結およびそれに伴う譲渡代金の決済手続き
- ・株式の名義書換手続き
- ・その他、本件株式取得事業に関連する付帯業務の遂行

3. 第三者への情報提供に関する事項

私、株式保有者は、法令に基づく場合を除き、本同意書に基づき市が取得した情報を、本件株式取得事務のみに使用することに同意します。

令和 年 月 日

【株主（譲渡人）署名欄】

住 所

氏 名

印